

「闇バイト」は バイトではなく犯罪です！

「闇バイト」と呼ばれる特殊詐欺や強盗などの犯罪行為に子どもたちが巻き込まれる事件が増えています。こうした犯罪行為の募集には、インターネットが使われるケースがあるので、注意が必要です。



「闇バイト」とは？

闇バイトは、特殊詐欺で振り込まれた現金の引き出しを行う「出し子」や、被害者から直接現金やキャッシュカードを受け取る「受け子」など、犯罪グループの末端として、犯罪に加担させられるケースが多く見られます。場合によってはそれが犯罪行為と知らされないまま加担してしまい、検挙される子どももいます。このような闇バイトはインターネット上のSNS（交流サービス）内で募集されていることもあり、スマートフォンを所持している場合、簡単にアクセスすることができます。

右の例は実際の募集投稿をもとにしたイメージです。「簡単な仕事で高収入が得られるように書かれており、気軽に応募できてしまいますが、実際はそのあと自身の個人情報と併せて家族の情報などの提出を求められ、要求通りに提示してしまうと、それをもとに脅されて、一度加担すると途中で辞めることができなくなります。

様々なお仕事紹介します！！
日給 5～100 可能です。平均 20。
作業内容はとても簡単でリスク対策は万全です。
年齢制限はありません！全国可能！
興味ある方はDM お願いします。
#高収入 #日払い

＜闇バイトの募集の例＞

もし、関わってしまったら・・・

「受け子」や「出し子」として特殊詐欺に関わってしまった場合、詐欺罪（刑法第246条）や窃盗罪（刑法第235条）などに問われます。「受け子」や強盗の見張りだけのような役割でも共犯者として罪に問われます。また、犯罪行為であることを知らされていなかったとしても有罪になったケースがあります。



家庭での対応

令和4年度の特種詐欺で検挙された人のうち、未成年は全体の19.2%を占めました。また、検挙された未成年のうち、73.8%が「受け子」であったことから※、子どもたちが詐欺グループの末端として、安易に犯罪の駒として使われていることがわかります。SNS上で「絶対に安全だから」などとバイトを持ちかけられても絶対に関わらないこと、もし、関わりを持ってしまい、個人情報などを送ってしまった場合は速やかに周りの大人に相談するように伝えてください。

また、子どものお金の使い方が以前より荒くなっていたり、知らないうちに高額な装飾品を持っている場合などは、お金の出どころについて確認するようにしましょう。

※警察庁/特殊詐欺認知・検挙状況等(令和4年・確定値)より